

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は昭和〇年〇月〇日にA会社に入社し、営業職として勤務していたところ、同会社は、平成〇年〇月〇日にB会社と合併し、C会社（以下「会社」という。）となった。

請求人は、会社のD県E市所在のE支店の配属となり、医薬情報担当者（以下「MR」という。）として、主に医療機関の精神科の営業を担当していたが、平成〇年〇月〇日頃か〇月頃かから気分の低下、不眠、早朝覚醒などの症状が出現したため、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診したところ「適応障害」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日Gクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、当審査会も、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアで説示するように、平成〇年〇月上旬頃に、「F 4 3. 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。なお、請求人らは、本件疾病を発病したのは平成〇年〇月頃であると主張していることから、当審査会においては、医証を中心として一件記録を特に精査したが、上記の時期に発病したとの結論に至ったものであり、請求人らの主張は認められない。

ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人らは、請求人が精神障害を発病したのは、HGMからのパワハラやプロモーションコード違反行為の強要によるものであり、業務上の事由によるものである旨主張している。

(3) 請求人らは、HGMからパワハラを受けた旨主張し、その要旨は、「本当にやる気はあるんですかー。早く採用させないとダメでしょう。」と言われるなど、その具体的状況等は、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)に説示しているところであるが、概略、平成〇年〇月〇日のI病院へのJの新採用に関

するHGMの発言及びその後同年○月上旬や○月下旬頃にも同様の発言を言われ続けたとするものである。

HGMの部下に対する指導や叱責について、請求人の同僚であるM、K及びLは、一様に「仕事上の指示をするときのHGMは厳しい言い方で、人によっては威圧的に感じたかもしれない。『これで売れるのか。』とダメ出しなどはしてくる。」、「人格を否定するようなことを露骨に言うことはないが、とにかく全否定というか、まずダメ出しから入る人だった。」、「一言で言うと、短気な人という感じで、『こんなことおかしいじゃないか。』と語尾が上がる言い方で金切り声を上げるという感じであった。」と述べており、HGMは、一般に部下に対して厳しい指導や叱責をする人であると推認されるところであり、これらの申述からみて請求人がHGMから平成○年○月○日、同年○月上旬及び○月下旬頃にI病院へのJの新採用に関し、上記に請求人が主張するような発言がなされていた可能性は否定できないところである。しかしながら、これらの時期における請求人が主張するHGMの発言について検討してみるも、その言い方には威圧的な雰囲気や強い語気表現があったとしても、その内容は業務のあり方に係る同氏の主張であり、業務指導の範囲を超えて請求人の人格や人間性を否定するようなものではないと判断できるものである。

以上のことから、請求人らがパワハラと主張する出来事は、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)の末尾部分に説示されているように、認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当すると判断するも、当審査会としては、審査官が総合評価を「中」程度であるとした結論は妥当であると判断する。

(4) 次に、Jの販売に伴いプロモーションコード違反を強要されたとの請求人の主張について検討する。

請求人らは、プロモーションコード第10項の違反行為をHGMから強要されて行った旨主張しているが、同氏は「本件の価格について直接請求人に言った覚えはない。」旨述べ、同僚のLも「HGMから本件の価格についての指示はされていない。」旨述べている。また、請求人が、医療機関であるI病院との価格交渉に直接関与したと述べている点については、HGM及びMらは、要旨、「MRが医薬品に関する情報提供活動を行う中で、医療機関又は卸売業者との対応において価格が話題になることはあるが、それはあくまでも一般的な

会話の上のことであり、卸売業者の価格決定に影響を及ぼすものではない。」旨述べている。請求人自身も、最終段階近くになって「I病院にJを納入するN薬品の担当者に会社が損失補てんをする。」旨を伝えたと述べているものの、当初は「上司たちが行った違法行為には従わなかった。」旨述べており、請求人が現実に納入価格及び損失補てんの裏工作に直接関与したことを肯定はしていない。いずれにしても、上記のとおり、HGMから請求人に対してJの価格について指示があったとの事実は明らかであるとは言い難く、かつ、請求人がI病院へのJの売り込みにおいて具体的な価格に関して言及したことについても明らかではないことから、HGMが請求人に対してプロモーションコード違反行為を強要したことを裏付ける客観的な証拠は認められないものであり、したがって、請求人に心理的な負荷をもたらす業務上の出来事があったとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人らは、平成〇年〇月頃の発病であるとの主張を前提として、平成〇年〇月及び翌年〇月におけるHGMとのあいさつ回りでの同氏の発言について、ひどい嫌がらせないしいじめにあたる旨を主張するが、上記のとおり、当審査会としては請求人の発病時期は平成〇年〇月上旬と判断するものであり、同あいさつ回りにおける同氏の発言は発病後の出来事であり、請求人の疾病の発病に関与した出来事として判断する対象とはならないものであることを付言する。

(6) 以上より、請求人の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の出来事として「上司とのトラブル」が認められるが、その心理的負荷の強度は「中」程度であることから、業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らない。

4 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。